⑻　Time limit for tender ; 11 : 00 A.M. 5, July 2022

⑼　Contact point for the notice ; Contract Section 3, Contract Department, Japan Atomic Energy Agency, 765―1, Funaishikawa Tokai-mura Naka-gun Ibaraki-ken 319―1184 Japan. TEL 080―4654―3742

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
令和４年３月15日
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
契約部長　江籠　　誠

◎調達機関番号　817　◎所在地番号　08

○第 03―1500―１号

１　工事概要

⑴　品質分類番号　41

⑵　工事名　３福島　放射性物質分析・研究施設　第２棟新築電気設備工事

⑶　工事場所　福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原５、22番

⑷　工事内容

①　Ａ棟
主要構造・階数　鉄筋コンクリート造　耐震壁付ラーメン構造　地下１階、地上２階
電気設備　電灯、動力、受変電、情報・通信、監視制御等
建築面積　1,109.68㎡
延べ面積　3,278.05㎡

②　Ｄ棟
主要構造・階数　鉄筋コンクリート造　耐震壁付ラーメン構造　地上２階
電気設備　電灯、動力、情報・通信、監視制御等
建築面積　137.54㎡
延べ面積　255.37㎡

③　Ｇ棟
主要構造・階数　鉄骨造　ラーメン構造　地上１階
電気設備　電灯、動力、受変電、情報・通信、監視制御等
建築面積　154.71㎡
延べ面積　149.81㎡

④　Ｂ・Ｃ棟
主要構造・階数　鉄骨造　ラーメン構造　地上２階
電気設備　電灯、動力、情報・通信、監視制御等
建築面積　128.32㎡
延べ面積　108.37㎡

⑤　Ｆ棟
主要構造・階数　鉄骨造　ラーメン構造　地上１階
電気設備　電灯
建築面積　27.72㎡
延べ面積　27.72㎡

⑥　Ｅ棟
主要構造・階数　鉄骨造　ラーメン構造　地上１階
電気設備　電灯
建築面積　11.90㎡
延べ面積　11.90㎡

⑦　外構
屋外発電機
ケーブル用スタンション、屋外管路等

⑸　工期　令和８年４月30日まで

⑹　本工事においては、入札に参加する意思を表明する際に施工体制及び技術提案等に関して記述した競争参加資格確認申請書を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する技術提案評価型（施工体制確認型併用）を適用する。

なお、本工事は入札の参加者から見積書の提出を求める「見積活用方式」の試行工事であり、予定価格の算定に必要な項目について見積価格を記載した見積書及び根拠資料の提出を求め、その妥当性が確認できた見積価格を予定価格作成のための参考資料とする。

また、提出を求める項目は直接工事費の「実験設備」、「受変電設備」、「直流電源設備」、「交流無停電電源設備」、「中央監視」、「発電機」及び共通費の「現場管理費」、「放射線管理費」とする。

見積採用工種等の変更については、他の工種と同様の扱いとする。

なお、監督員と受注者双方が工程調整を行うことにより、週休２日を達成するよう工事を実施する「週休２日促進工事（発注者指定方式）」の試行対象工事である。

２　競争参加資格

次に掲げる条件を全て満たしている単体有資格者（以下「単体」という。）、又は３者以内により構成される特定建設共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　単体又は共同企業体の代表者及び構成員が文部科学省（以下「文科省」）における一般競争参加資格の認定を受けていること。（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者については、手続き開始の決定後に審査を受け一般競争参加資格の再認定を受けていること。）

⑶　単体又は共同企業体の代表者及び構成員が文科省における電気工事に係る一般競争参加資格の認定した数値が1,100点以上であること。（上記２⑵の再認定を受けた者にあたっては、当該再認定の際の数値が1,100点以上であること。）

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（上記２⑵の再認定を定めた者を除く。）でないこと。

⑸　工事実績の条件

単体又は共同企業体の代表者及び構成員が、平成８年度以降（ただし、類似工事に係る実績については平成18年度以降に限る）に元請又は一次下請けとして完成引渡が済んでいる以下の同種又は類似工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としては、出資比率20％以上の場合のものに限る。）

また、工事実績は、日本原子力研究開発機構（旧日本原子力研究所又は旧核燃料サイクル開発機構）、原子力事業者（注）、省庁、独立行政法人、国立研究開発法人、国立大学法人、公立大学法人、公団等、都道府県、市町村が発注した工事に限る。

１）同種工事

原子炉等規制法の原子力施設で高圧多系統受電及び耐震Bクラス以上の設備を含む延べ面積が概ね2,200㎡以上の新築、増築又は改修の電気設備工事の実績とする。ただし、増築、改修の場合、増築、改修部の延べ面積が概ね2,200㎡以上の場合に限る。

２）類似工事

次の①及び②に示す電気設備工事の実績を有すること。

①　３階以上の建物で延べ面積が概ね1,600㎡以上の新築、増築又は改修の工事実績とする。なお、増築、改修の場合は、３階以上の建物で増築、改修部の延べ面積が概ね1,600㎡以上であること。

②　次のⅰ）およびⅱ）に該当する工事の実績とする。なお、ⅰ）およびⅱ）は別工事も良い。

ⅰ）内燃機関の発電機の施工が含まれていること。

ⅱ）高圧受電設備の施工が含まれていること。

（注）原子力事業者：電気事業法第２条に規定された電気事業者のうち発電用原子炉の設置許可を受けた事業者、原子炉等規制法第44条の規定に基づいた使用済燃料の再処理に関する事業指定を受けた事業者、原子炉等規制法第13条の規定に基づいた加工に関する事業指定を受けた事業者、原子炉等規制法第23条の規定に基づいた試験研究用等原子炉の設置許可を受けた事業者、原子炉等規制法第43条の規定に基づいた貯蔵に関する事業指定を受けた事業者、原子炉等規制法第51条２の規定に基づいた廃棄の事業の許可を受けた事業者及び原子炉等規制法第52条の規定に基づいた核燃料物質等の使用等に関する事業の許可を受けた事業者とする。